

「AI ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「AI ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は次の各号に掲げる項目をすべて満たすこととする。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記アの営業種目について、2位以上に登録が認められた者であること。 かつ、イウエについて登録が認められた者であること。
  - ア 営業種目「各種調査企画」 細目「A 市場・世論調査、B コンサルティング、Z その他」
  - イ 営業種目「コンピューター業務」細目「F システム調査・企画、Z その他」
  - ウ 営業種目「その他の委託等」
  - エ 営業種目「事務・業務の委託」
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実施体制、業務実績
- (2) ケアマネジャーの業務負担軽減及びAIシステムの活用に関する課題
- (3) 成果指標作成の考え方
- (4) デジタルツールに関する提案及びAIケアプランシステムの有用性の検証方法
- (5) トラブル発生時の対応及びフォロー体制

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員体制

福祉分野に一定の知識を有する人員体制があるか。(資格の有無は問わない)等

(2) 業務実績等

福祉分野に関する効果検証及び改善策の提案等、当該業務を受託しうる実績を有しているか。等

(3) 具体的な提案等

本事業の検証を効率的に進めるため、具体的な事業の進め方の方針を立てているか。また、AIケアプランシステム以外のデジタルツールを提案も含めた、ケアマネジャーの業務負担軽減に資する提案内容となっているか。等

(4) 提案内容の妥当性・実現性等

実際に実現可能な内容か否か、検討をした上での提案内容となっているか。等

(5) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

5 評価の結果、採点が同点の場合は、評価委員の協議により、委員長が決定する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局総務部総務課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項

について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### 附則

この要領は、令和6年12月16日から施行する。